平成18年3月24日規程第2号

改正 平成19年10月22日規程第8号(イ)

改正 平成20年6月1日規程第6号(口)

改正 平成20年7月18日規程第9号(ハ)

改正 平成21年3月31日規程第5号(二)

改正 令和4年3月24日規程第2号(ホ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構入札・契約手続運営委員会 の設置に関する規程

(目的)

第1条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が発注する測量、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)並びに役務の提供等の業務の契約相手方の選定の公正を確保し、契約手続きの厳正な運営を図るため、機構に入札・契約手続運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。(ホ)

(調査審議事項等)

- **第2条** 運営委員会の調査審議の対象とする契約は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 予定価格が 100 万円を超える建設コンサルタント業務等 (イ)
 - 二 役務の提供等の業務(一般競争入札の総合評価落札方式による場合及び企画競争による場合に限る。)(ホ)
 - 三 前号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認めたもの
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
 - 一一般競争入札に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加資格の有無に関すること
 - 二 一般競争入札の総合評価落札方式に付そうとする場合における評価の方法、提案内容、評価項目及び提案書の評価基準等に関すること(ホ)
 - 三 指名競争に付そうとする場合における競争参加者の選定に関すること
 - 四 企画競争に付そうとする場合における提案内容、評価項目及び提案書の評価基準等 に関すること(ホ)
 - 五 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の決定に関すること
 - 六 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認めた事項に関すること
- 3 運営委員会の調査審議の対象となる契約については、運営委員会の調査審議を経なければ契約手続きを行うことができないものとする。

(運営委員会の構成等)

- 第3条 運営委員会の委員は、理事長代理、理事、総務部長、経理部長、企画部長及び関 西業務部長とする。(ロ)(ハ)(ニ)
- 2 運営委員会の委員長は、理事長代理とし、委員長があらかじめ指定する委員は、委員長に事故があるときにその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(開催)

- 第4条 運営委員会は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。
- 2 委員会の定足数は、4名とする。

(庶務等)

- 第5条 運営委員会の庶務は、経理部経理課が行う。
- 2 運営委員会の調査審議に付す業務を担当する課は、運営委員会の調査審議に必要な書類を作成し、あらかじめ経理部経理課に提出するとともに、運営委員会の求めに応じて当該書類に関する説明を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は、平成19年10月23日から施行する。

附 則(口)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (ハ)

この規程は、平成20年7月18日から施行する。

附 則 (二)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(ホ)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。